戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります

令和8年5月26日から、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される氏名の振り仮名の通知が届きますので、必ず確認をお願いします。 剣淵町に本籍のある方は、令和7年8月に通知を送付する予定です。

●振り仮名が正しい場合は…

通知書に記載されている振り仮名が正しい場合は、届出は不要です。通知のとおり戸籍に記載されます。

●振り仮名が誤っている場合は…

令和8年5月25日までに必ず届出をする必要があります。マイナポータルを利用したオンラインの届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口でも届出をすることができます。

※この日までに届出をしていなかった場合でも、一度に限り、家庭裁判所の許可を要せずに、届出のみで変更 することができます。

◆ご注意ください◆

振り仮名が誤っている場合のほか、通知された振り仮名と異なる振り仮名を届け出る場合は、その読み方を使用していることを証明する資料(パスポート、預金通帳)が必要となります。

→ 法務省 HP

詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

▼次のような通知が本籍地の市区町村から届きます▼

